適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
（フリガナ） 法人名等	
法人番号	
（フリガナ） 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等		法人名等	
		納税地	
		代表者氏名	
適格分割等の日			年　　月　　日
特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模		
	保険金等の支払を受けた日		年　　月　　日
	指定日		年　　月　　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模	
		取得又は改良に要する金額	円
		取得又は改良予定日	年　　月　　日
	金額		円
期中特別勘定に係るもの	所有固定資産の種類、構造及び規模		
	保険金等の支払を受けた日		年　　月　　日
	指定日		年　　月　　日
	取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等	種類、構造及び規模	
		取得又は改良に要する金額	円
		取得又は改良予定日	年　　月　　日
	金額		円

(その他参考となるべき事項)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年 月 日	確認	

（規格A4）

06.06 改正

適格分割等による保険差益等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、内国法人である法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第48条第９項の規定により届け出る場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第48条第８項第２号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。

(2)　「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。

(3)　次のイからホまでの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。

イ　「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第48条第１項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第１項に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。

ロ　「指定日」欄は、法第48条第１項に規定する指定日（災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日）がある場合には、その指定日を記載してください。

ハ　「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第48条第８項第２号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第１項に規定する代替資産又は損壊資産等について記載してください。

ニ　「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。

ホ　「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。